

整理番号		336－2(新道)		図面对照番号																	
道路の種類		一般国道		路線名		336号（新道）		道路管理者		北海道開発局長											
路線の指定(認定)年月日			昭和49年11月12日(政令第364号)				指定(認定)の該当条項			道 路 法 第 5 条 第 1 項											
起点		(浦幌町)北海道十勝郡浦幌町字ウツナイ17番1				主要な経過地		浦幌町													
終点		(浦幌町)北海道十勝郡浦幌町字直別基線14番3																			
路線の延長		11, 866m				供 用 開 始 の 区 間 及 び 年 月 日															
供用されている区間の延長		実延長		11, 866m				北海道十勝郡浦幌町字昆布刈石30番1から同町字昆布刈石29番14まで (平成15年12月19日北海道開発局告示第129号)													
		重複延長		0m																	
供用されていない区間の延長				0m																	
道路		トンネル				橋			渡船施設												
11, 447m		0		0m		種類		個数		延長		渡船場		渡船							
						永久橋		2		419m		個数		延長		船数		運行距離			
						木橋		0		0m		0		0m		0		0m			
						混合橋		0		0m											
						計		2		419m											
路面の種類・車道の幅員		19. 5m以上				13. 0m以上19. 5m未満		5. 5m以上13. 0m未満		5. 5m未満											
舗装道		0m				0m		11, 866m		0m											
砂利道		0m				0m		0m		0m											
計		0m				0m		11, 866m		0m											
自動車交通不能の区間		0m				鉄道または新設軌道との交差															
道路の敷地の面積		国有地		地方公共団体有地										民有地		計		交差の方式		個数	
														129, 395km ²		立体交差		跨道		0	
																跨線		0			
								平面交差		0											
最小車道幅員		箇所				最小曲線半径		箇所		最急縦断勾配		箇所									
有料道路		区間				延長		管理者			根拠条項		料金徴収期間								
		道路		トンネル				橋				渡船施設									
		9. 0m以上		5. 5m以上9. 0m未満				4. 0m以上5. 5m未満				4. 0、m未満									

注 重複延長の欄には、法第11条第1項または第2項の規定により他の道路に関する規定が適用される区間の延長を記載し、実延長の欄には、その他の区間の延長を記載すること。

道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要
軌道その他主要な占用物件の概要
その他特記すべき事項
調製(改訂)の年月日
令和6年4月改訂

第二表

実 延 長 調 書

区間	幅 員				延 長					路 面 の 種 類	備 考
	車道	歩道	分離帯	路肩	道路	トンネル	橋	渡船施設	計		
3 3 6 号 (新道)					11,447	0	419		11,866	舗 装	

橋 調 書

[illegible]